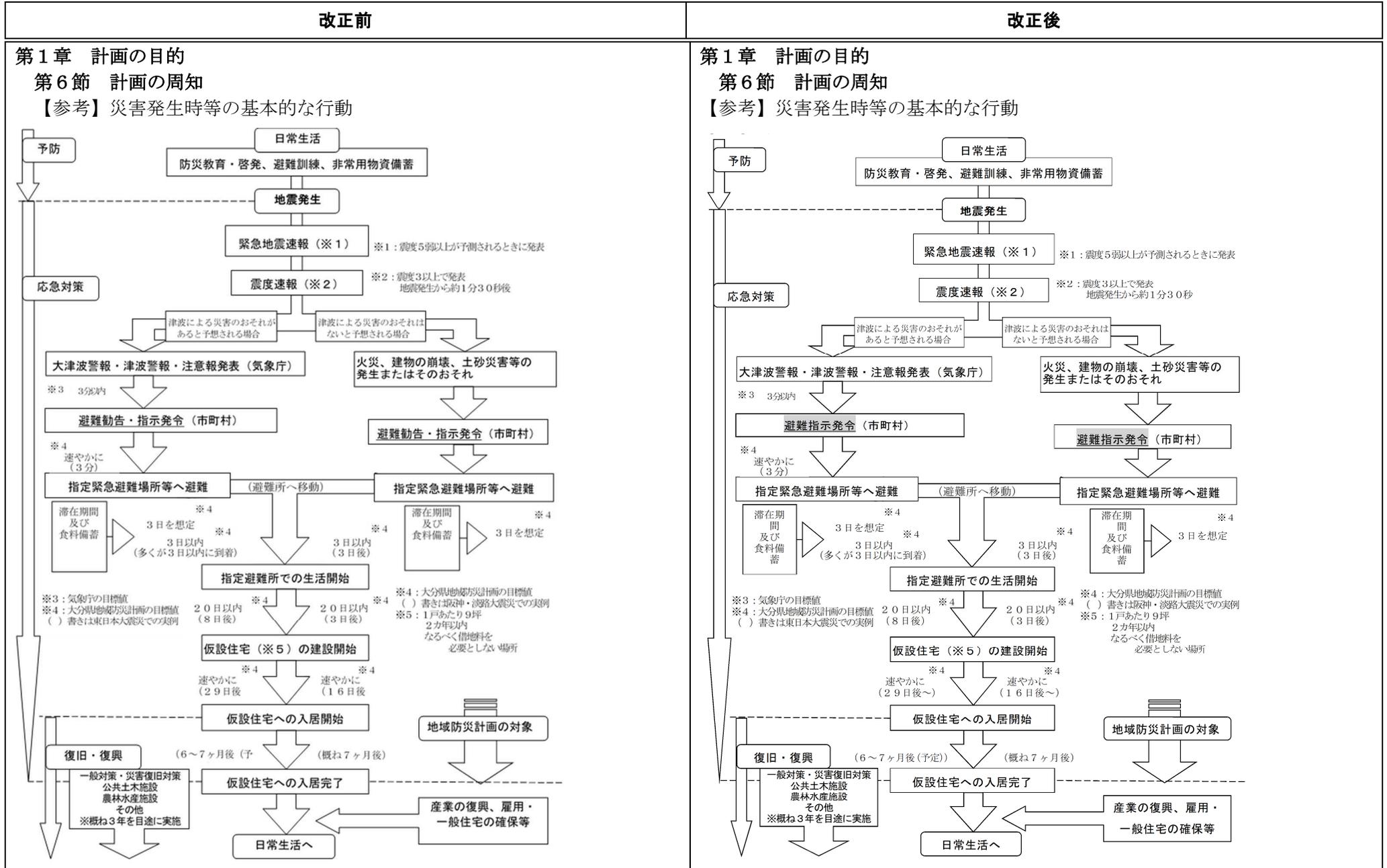


大分県地域防災計画の修正(案)
新旧対照表
【地震・津波対策編】

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第1部 総則



大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第1部 総則

改正前	改正後
<p>第5章 防災関係機関の処理すべき業務または業務の大綱 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(8) 福岡管区気象台(大分地方気象台)</p> <p>ニ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての技術的な支援・協力に関すること。</p> <p>(略)</p>	<p>第5章 防災関係機関の処理すべき業務または業務の大綱 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(8) 福岡管区気象台(大分地方気象台)</p> <p>ニ 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての技術的な支援・協力に関すること。</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第2章 災害に強いまちづくり 第1節 被害の未然防止事業 (略)</p> <p>7 農地防災事業の促進(農林水産部農村基盤整備課、市町村)</p> <p>(1) 農地防災事業の基本方針 洪水、<u>高潮、土砂崩壊、湛水等</u>に対して農地、農業用施設等を防護するため、<u>防災ダム、堤防排水路等の施設を整備して、災害の発生防止を図るものとする。</u>このため<u>必要な農地、農業用施設等の要防災地区を定め、当該地区を主体とした防災対策に関する長期計画を樹立実施するものとする。</u> (略)</p> <p>第4節 都市・地域の防災環境整備 都市・地域の防災環境の整備に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。県及び市町村は、地震・津波に強いまちづくりを推進するため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画などにより、<u>地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図る。</u>また、都市・地域の基盤施設の整備を推進し、被害の拡大を防ぎ、軽減させるため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている各種都市・地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。 (略)</p> <p>第3章 災害に強い人づくり 第1節 自主防災組織 (略)</p> <p>2 大分県の現状と課題 大分県における自主防災組織の数は平成31年4月1日時点で<u>3,612組織、組織率は97.3%</u>であり、全国的にみても取組が進んでいるが、自主防災組織における防災訓練の実施率は平成30年度実績で<u>79.3%</u>となっており、<u>今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の活性化が課題となっている。</u></p>	<p>第2章 災害に強いまちづくり 第1節 被害の未然防止事業 (略)</p> <p>7 農地防災事業の促進(農林水産部農村基盤整備課、市町村)</p> <p>(1) 農地防災事業の基本方針 洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、<u>防災ダム、ため池、用排水施設等を整備して、災害の発生防止を図るものとする。</u>このため、<u>県及び市町村において、防災対策に関する長期計画を策定し、計画的な実施を図るものとする。</u> (略)</p> <p>第4節 都市・地域の防災環境整備 都市・地域の防災環境の整備に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。県及び市町村は、地震・津波に強いまちづくりを推進するため、関係部局による共同での計画作成、<u>まちづくりへの防災専門家の参画などにより、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図る。</u>また、都市・地域の基盤施設の整備を推進し、被害の拡大を防ぎ、軽減させるため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている各種都市・地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。 (略)</p> <p>第3章 災害に強い人づくり 第1節 自主防災組織 (略)</p> <p>2 大分県の現状と課題 大分県における自主防災組織の数は令和3年4月1日時点で<u>3,561組織、組織率は97.6%</u>であり、全国的にみても取組が進んでいるが、自主防災組織における防災訓練の実施率は<u>コロナ禍の影響を受け令和2年度実績で43.8%</u>となっている。今後は未組織の地域での組織化とともに、<u>組織活動の再活性化と充実が課題となっている。</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>3 自主防災組織の果たす役割と活動 (略)</p> <p>(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり 自主防災組織は津波避難ビルや高台などの緊急避難場所や避難経路の見直し、海拔表示板の設置場所の検討及び地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う必要がある。</p> <p>また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。</p> <p>(略)</p> <p>4 県の推進方針 (略)</p> <p>(5) 地域における避難行動要支援者の支援体制づくりを推進 ・避難行動要支援者名簿の事前提供に係る同意の取得等に対する支援</p> <p>(略)</p> <p>7 緊急避難場所及び避難所 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行</p>	<p>3 自主防災組織の果たす役割と活動 (略)</p> <p>(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり 自主防災組織は、<u>ハザードマップを活用し</u>、津波避難ビルや高台などの緊急避難場所や避難経路の見直し、海拔表示板の設置場所の検討及び地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」<u>や防災訓練</u>を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う。</p> <p>また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。</p> <p>(略)</p> <p>4 県の推進方針 (略)</p> <p>(5) 地域における避難行動要支援者の支援体制づくりを推進 ・避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>の事前提供に係る同意の取得<u>並びに個別避難計画の作成等</u>に対する支援</p> <p>(略)</p> <p>7 緊急避難場所及び避難所 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び<u>避難者</u>が避難生活を送るための指定避難所について、<u>必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u></p> <p>なお、指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。 また、指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。さらに、避難所の耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について住民へ情報発信に努める。 (略)</p> <p>第2節 防災訓練 県、市町村及び防災関係機関は、地域防災計画・防災業務計画等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、各種災害に備えた防災訓練を実施するものとする。 なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災関係機関相互、更には県民の代表者等を含め連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。 ○ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。 (新設) ○ 図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。 ○ 各市町村の地域の特性に応じた訓練科目・内容を精選した訓練実施に努め 	<p>し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。 また、指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。さらに、避難所の耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について住民へ情報発信に努める。 (略)</p> <p>第2節 防災訓練 県、市町村及び防災関係機関は、地域防災計画・防災業務計画等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、各種災害に備えた<u>地域の災害リスクに基づく防災訓練</u>を実施するものとする。 なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災関係機関相互、更には県民の代表者等を含め連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。 ○ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。 ○ <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。</u> ○ 図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。 ○ 各市町村の地域の特性に応じた訓練科目・内容を精選した訓練実施に努める

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>ること。</p> <p>○ 訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。 (略)</p> <p>2 総合防災訓練の実施(大分県、市町村、防災関係機関) 県は、市町村及び防災関係機関との連携のもと、風水害・火山災害等の防災体制の万全を期するため総合防災訓練を実施するものとする。総合防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。</p> <p>(1) 風水害等発生時における応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練 (2) 防災気象情報の収集・伝達に関する訓練 (3) 交通規制、事前避難に関する訓練 (4) 災害対策本部等の運営に関する訓練 (5) 消火活動、避難誘導、救出救助活動、救急医療活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練 (新設)</p> <p>(6) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練 (略)</p> <p>第3節 防災教育 1～2 (略) 3 地域等における防災教育 (1) (略) (2) 一般県民に対する防災教育 防災対策企画課は、市町村や防災関係機関と協力して、県民に対する防災教育を実施するとともに、市町村等が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、次の事項を含むものとし、ホームページ、印刷物、ビデオの映像、ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の实情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。 なお、ハザードマップ等の活用には、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知</p>	<p>こと。</p> <p>○ 訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。 (略)</p> <p>2 総合防災訓練の実施(大分県、市町村、防災関係機関) 県は、市町村及び防災関係機関との連携のもと、風水害・火山災害等の防災体制の万全を期するため総合防災訓練を実施するものとする。総合防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。</p> <p>(1) 風水害等発生時における応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練 (2) 防災気象情報の収集・伝達に関する訓練 (3) 交通規制、事前避難に関する訓練 (4) 災害対策本部等の運営に関する訓練 (5) 消火活動、避難誘導、救出救助活動、救急医療活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練 (6) 広域避難に関する訓練 (7) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練 (略)</p> <p>第3節 防災教育 1～2 (略) 3 地域等における防災教育 (1) (略) (2) 一般県民に対する防災教育 防災対策企画課は、防災意識・知識の向上や防災の日常化を図るため、市町村や防災関係機関と協力して、県民に対する防災教育を実施するとともに、市町村等が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、次の事項を含むものとし、マスメディア・ホームページ・SNSの活用、動画・映像の放映・配信、パンフレット・ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の实情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。災害による人的被害をなくすためには、県民一人ひとりが、地域の災害リスクを把握し、早期避難を習慣化しておくことが肝要である。そのため、ハザードマップなど防災教育・啓発ツールを活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p> <p>イ 地震・津波に関する知識 (略)</p> <p>(ハ) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、<u>浸水想定区域外でも</u>浸水する可能性があること、指定緊急避難所、指定避難所の孤立や避難所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性 (略)</p> <p>ニ 警報等発表時や<u>避難指示（緊急）</u>、<u>避難勧告</u>の発令時にとるべき行動、指定避難所での行動 (略)</p> <p>第4節 消防団・水防団・ボランティアの育成、強化 (略)</p> <p>3 ボランティアの育成・強化（大分県、市町村、防災関係機関） 災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、県・市町村など公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かしたきめ細かな支援活動が不可欠である。 このため、県・市町村及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する「(福)大分県社会福祉協議会 大分県ボランティア・市民活動センター」や「(公財)おおいた共創基金」などと連携し、平時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築し、ボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。 また、大分県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークに参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害</p>	<p>考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p> <p>イ 地震・津波に関する知識 (略)</p> <p>(ハ) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、<u>津波浸水想定の対象地域区域外でも</u>浸水する可能性があること、指定緊急避難所、指定避難所の孤立や避難所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性 (略)</p> <p>ニ 警報等発表時や<u>避難指示等</u>の発令時にとるべき行動、指定避難所での行動 (略)</p> <p>第4節 消防団・水防団・ボランティアの育成、強化 (略)</p> <p>3 ボランティアの育成・強化（大分県、市町村、防災関係機関） 災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、県・市町村など公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かしたきめ細かな支援活動が不可欠である。 このため、県・市町村及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する「(福)大分県社会福祉協議会 大分県ボランティア・市民活動センター」や「(公財)おおいた共創基金」などと連携し、平時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築し、ボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。 また、大分県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークに参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>時の備え等を行う。 さらに、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーの更なる育成や、運営実務を行うスタッフを育成するため、県・市町村社会福祉協議会職員や県・市町村職員等を対象に研修を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 地域における要配慮者対策</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿の活用等</p> <p>イ 市町村は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25. 8月 内閣府）」を参考に、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</p> <p>ロ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>時の備え等を行う。 さらに、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーの更なる育成や、運営実務を行うスタッフを育成するため、県・市町村社会福祉協議会職員や県・市町村職員等を対象に、<u>ボランティアの活動場所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生防止を含めた研修を実施する。</u> <u>なお、大分県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 地域における要配慮者対策</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>の作成及び活用等</p> <p>イ 市町村は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25. 8月 <u>(R3. 5月改定)</u> 内閣府）」を参考に、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行う措置について定めるものとする。</p> <p>ロ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、<u>防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の</u>連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p><u>ハ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>ハ 市町村は、避難支援等に関わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、個別計画の作成に努めるものとする。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>ニ 市町村は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。</p> <p>(新設)</p> <p>ホ 生活環境部防災局防災対策企画課及び福祉保健部福祉保健企画課は、市町村における避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を支援する。</p> <p>ヘ 福祉保健部健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課は、市町村が行う避難行動要支援者名簿の作成が円滑に行われるよう協力する。</p> <p>(2) 避難誘導體制の整備 市町村は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難</p>	<p>難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>ニ 市町村は、避難支援等に関わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等<u>など避難支援等に携わる関係者</u>（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意<u>及び必要に応じて避難支援等関係者の同意</u>を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報<u>及び個別避難計画情報</u>の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>ホ 市町村は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報<u>及び個別避難計画</u>を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報<u>及び個別避難計画</u>を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。</p> <p>ヘ 市町村は、<u>個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p>ト 生活環境部防災局防災対策企画課及び福祉保健部福祉保健企画課は、市町村における避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を支援する。</p> <p>チ 福祉保健部健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課は、市町村が行う避難行動要支援者名簿の作成が円滑に行われるよう協力する。</p> <p>(2) 避難誘導體制の整備 市町村は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。 また、市町村は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個々の避難支援プラン等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。 一方、生活環境部防災局防災対策企画課は、市町村における避難誘導體制の整備に対し支援する。</p> <p>(3) 福祉避難所の指定 市町村は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。 指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知する。また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。 福祉保健部福祉保健企画課、健康づくり支援課、高齢者福祉課、こども未来課・こども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する。また、大分県社会福祉協議会との協働により、福祉ニーズの把握や必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行うため、福祉専門職等からなる災害派遣福祉チーム（DCAT）の体制の充実を図る。 (略)</p>	<p>路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。 また、市町村は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個別避難計画等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。 生活環境部防災局防災対策企画課は、市町村における避難誘導體制の整備に対し支援する。</p> <p>(3) 福祉避難所の指定 市町村は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。 指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、必要に応じて福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知（公示）する。また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。更に、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。 福祉保健部福祉保健企画課、健康づくり支援課、高齢者福祉課、こども未来課・こども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する。また、大分県社会福祉協議会との協働により、一般避難所における福祉ニーズの把握や必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行うため、福祉専門職等からなる災害派遣福祉チーム（DCAT）の体制の充実を図る。 (略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</p> <p>第1節 初動体制の強化</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害情報の収集・伝達体制の充実</p> <p>ロ 地震・津波に関する情報伝達体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 居住者等への情報伝達</p> <p>県及び市町村は、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客、海水浴客、ドライバー等（以下「観光客等」という。）に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、各市町村の防災情報提供メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（県庁ホームページや、<u>ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア</u>）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など、情報伝達手段の多様化を図る。</p> <p>また、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>の情報について、災害対応支援システムの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 県職員の防災能力の向上(生活環境部防災局防災対策企画課)</p> <p>一般に、県職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。</p> <p>(1) 職員を対象とした防災研修の実施</p> <p>(2) 職員を対象とした参集訓練の実施</p> <p>(3) 大分県職員災害対応ガイドブックの作成</p>	<p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</p> <p>第1節 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害情報の収集・伝達体制の充実</p> <p>ロ 地震・津波に関する情報伝達体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 居住者等への情報伝達</p> <p>県及び市町村は、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客、海水浴客、ドライバー等（以下「観光客等」という。）に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、各市町村の防災情報提供メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（県庁ホームページや、<u>SNS</u>等）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など、情報伝達手段の多様化を図る。</p> <p>また、<u>避難指示等</u>の情報について、災害対応支援システムの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。</p> <p><u>(二) 県は、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、市町村等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。</u></p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 県職員の防災能力の向上(生活環境部防災局防災対策企画課)</p> <p>一般に、県職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。</p> <p>(1) 職員を対象とした防災研修の実施</p> <p>(2) 職員を対象とした参集訓練の実施</p> <p>(3) 大分県職員災害対応ガイドブックの作成</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>(4) 図上訓練の実施 (5) 防災連絡員、総合調整室の職員の育成 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実</p> <p>1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実</p> <p>(1) 地震・津波に関する情報伝達体制の充実</p> <p>地震の余震や津波による被害をより効果的に防止するためには、余震情報や津波に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。県は、市町村に対し津波等に関して大分県防災情報システムにより情報の伝達体制の充実を図っているが、今後は、その運用を的確かつ円滑に行う体制を整える。</p> <p>また、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。</p> <p>県及び市町村は、管轄区域内の居住者等及びその管轄区域内に一時滞在する観光客等に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、各市町村の防災情報提供メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（県庁ホームページや、<u>ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア</u>）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など情報伝達手段の多様化を図る。</p> <p>さらに<u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>等の情報について、災害対応支援システムの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。</p> <p>(2) 避難誘導対策の充実</p> <p>(略)</p> <p>ニ <u>避難勧告</u>等の判断・伝達マニュアルの作成の指導</p>	<p>(4) 図上訓練の実施 (5) 防災連絡員、総合調整室の職員の育成 (6) 情報連絡員、災害時緊急支援隊の活動の強化 <u>情報連絡員や災害時緊急支援隊の研修を充実させ、災害時の活動の強化を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実</p> <p>1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実</p> <p>(1) 地震・津波に関する情報伝達体制の充実</p> <p>地震の余震や津波による被害をより効果的に防止するためには、余震情報や津波に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。県は、市町村に対し津波等に関して大分県防災情報システムにより情報の伝達体制の充実を図っているが、今後は、その運用を的確かつ円滑に行う体制を整える。</p> <p>また、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。</p> <p>県及び市町村は、管轄区域内の居住者等及びその管轄区域内に一時滞在する観光客等に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、各市町村の防災情報提供メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（県庁ホームページや、<u>SNS</u>等）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など情報伝達手段の多様化を図る。</p> <p>さらに<u>避難指示</u>等の情報について、災害対応支援システムの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。</p> <p>(2) 避難誘導対策の充実</p> <p>(略)</p> <p>ニ <u>避難指示</u>等の判断・伝達マニュアルの作成の指導</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>第1章 災害応急対策の基本方針等 (略)</p> <p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節 組織 (略)</p> <p>2 災害発生時における県の組織体制</p> <p>(2) 災害警戒本部</p> <p>イ 災害警戒本部</p> <p>(イ) 主な設置基準</p> <p>a. 県内で震度5弱を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき</p> <p>b. 気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に津波警報を発表したとき</p> <p>c. その他、特に必要と認めるとき</p> <p>(ロ) 設置場所 県庁舎新館8階 大分県防災センター内</p> <p>(略)</p> <p>第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達 (略)</p> <p>1 1 津波警報等の伝達系統及び各機関の措置</p> <p>(1) 津波警報等の伝達系統 大分川ダム工事事務所 (略)</p> <p>第6節 災害救助法の適用及び運用</p> <p>1 災害救助法適用に関する県の活動 県内で風水害等により大規模な被害が発生した場合、県は以下により、災害救助法に関連した業務を行う。 (略)</p> <p>2 災害救助法適用基準</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>第1章 災害応急対策の基本方針等 (略)</p> <p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節 組織 (略)</p> <p>2 災害発生時における県の組織体制</p> <p>(2) 災害警戒本部</p> <p>イ 災害警戒本部</p> <p>(イ) 主な設置基準</p> <p>a. 県内で震度5弱を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき</p> <p>b. 気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に津波警報を発表したとき</p> <p>c. 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(調査中)を発表したとき</p> <p>d. その他、特に必要と認めるとき</p> <p>(ロ) 設置場所 県庁舎新館6階 大分県防災センター内</p> <p>(略)</p> <p>第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達 (略)</p> <p>1 1 津波警報等の伝達系統及び各機関の措置</p> <p>(1) 津波警報等の伝達系統 削除 (略)</p> <p>第6節 災害救助法の適用及び運用</p> <p>1 災害救助法適用に関する県の活動 県内で風水害等により大規模な被害が発生し、または発生するおそれがある場合、県は以下により、災害救助法に関連した業務を行う。 (略)</p> <p>2 災害救助法適用基準</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前				改正後			
(新設)				(3) 災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示された当該本部の所管区域に大分県が含まれ、県内市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。			
(略)				(略)			
4 応急救助の実施基準				4 応急救助の実施基準			
(1) 救助の程度及び期間				(1) 救助の程度及び期間			
救助の種類	対象	期間	備考	救助の種類	対象	期間	備考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 遺体の捜索 6. 遺体の取扱い 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内		輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者及び避難者の避難に係る支援 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 遺体の捜索 6. 遺体の取扱い 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
第7節 市町村への支援				第7節 市町村への支援			
(略)				(略)			
5 広域的な応援による市町村への支援				5 広域的な応援による市町村への支援			
県単独による市町村支援では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、県は「九州・山口9県災害時応援協定」や国（総務省）の被災市区町村応援職員確保システム等に基づく広域的な応援を要請するものとする。				県単独による市町村支援では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、県は「九州・山口9県災害時応援協定」や国（総務省）の応急対策職員派遣制度に基づく広域的な応援を要請するものとする。			
(略)				(略)			
第8節 広域的な応援要請				第8節 広域的な応援要請			
1 県における広域応援要請の実施				1 県における広域応援要請の実施			
(1) 組織体制				(1) 組織体制			
イ 受援・市町村支援室は、県単独では十分な応急対策ができない場合、「九州・山口9県災害時応援協定」や国（総務省）の被災市区町村応援職員確保システム等に基づく広域的な応援を要請する。				イ 受援・市町村支援室は、県単独では十分な応急対策ができない場合、「九州・山口9県災害時応援協定」や国（総務省）の応急対策職員派遣制度に基づく広域的な応援を要請する。			
ハ 国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣や上記システムに基づく被災市区町村応援職員確保現地調整会議の設置等がなされた場合は、総務班が窓口となって必				ハ 国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣や上記制度に基づく被災市区町村応援職員確保現地調整会議の設置等がなされた場合は、総務班が窓口となって必要			

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>要な調整を行うものとする。 (略)</p> <p>(3) 他の都道府県等への応援要請 イ 「九州・山口9県災害時応援協定」と被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援要請県単独では十分に応急対応や災害復旧・復興に関する対策が実施できないと認める場合には、上記の協定に基づき九州・山口各県（要請先：九州・山口9県被災地支援対策本部）と国（総務省）に対し応援を要請する。</p> <p>(イ) 応援の要請 受援・市町村支援室広域受援班は、上記の協定等に基づき、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、（※協定第6条第1項より）九州・山口9県被災地支援対策本部と国（総務省）に応援の要請を行う。 この際、人的災害の数や避難所の数など被害状況に係る客観的な数値のほか、被災県庁及び被災市町村における行政機能確保状況（マンパワーの不足状況）等に係る情報も極力提供し、九州・山口9県被災地支援対策本部や被災市区町村応援職員確保システムによるカウンターパート決定が迅速かつ効果的になされるよう配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>第9節 防災ヘリコプターの運用の確立</p> <p>1 活動内容 (1)～(5) (略) (6) ヘリTV活動………地震、の災害発生時、ヘリコプターTV装置を装着して災害現場の情報を映像と音声により送信</p> <p>(略)</p> <p>2 運航管理体制 (1) 防災ヘリコプター運航管理の総括は生活環境部防災局長（統括管理者）が行う。 (2) 防災ヘリコプターの運航管理に関する事務は、消防保安室長（運航管理責任者）が掌理する。 (3) 航空隊において、防災ヘリコプターの運航管理及び航空隊の安全確保等</p>	<p>調整を行うものとする。 (略)</p> <p>(3) 他の都道府県等への応援要請 イ 「九州・山口9県災害時応援協定」と応急対策職員派遣制度に基づく応援要請県単独では十分に応急対応や災害復旧・復興に関する対策が実施できないと認める場合には、上記の協定に基づき九州・山口各県（要請先：九州・山口9県被災地支援対策本部）と国（総務省）に対し応援を要請する。</p> <p>(イ) 応援の要請 受援・市町村支援室広域受援班は、上記の協定等に基づき、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、（※協定第6条第1項より）九州・山口9県被災地支援対策本部と国（総務省）に応援の要請を行う。 この際、人的災害の数や避難所の数など被害状況に係る客観的な数値のほか、被災県庁及び被災市町村における行政機能確保状況（マンパワーの不足状況）等に係る情報も極力提供し、九州・山口9県被災地支援対策本部や応急対策職員派遣制度によるカウンターパート決定が迅速かつ効果的になされるよう配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>第9節 防災ヘリコプターの運用の確立</p> <p>1 活動内容 (1)～(5) (略) (6) ヘリTV活動………地震・津波の災害発生時、ヘリコプターTV装置を装着して災害現場の情報を映像と音声により送信</p> <p>(略)</p> <p>2 運航管理体制 (1) 防災ヘリコプター運航管理の総括は生活環境部防災局長（統括管理者）が行う。 (2) 防災ヘリコプターの運航管理に関する事務は、消防保安室長（運航管理責任者）が掌理する。 (3) 航空隊において、防災ヘリコプターの運航管理及び航空隊の安全確保等</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>に関する事務は、防災航空管理監（防災航空管理者）が処理する。</p> <p>(4) 防災航空隊長（運航指揮者）は防災ヘリコプターに搭乗中、隊員を指揮監督し、防災業務に万全を期すものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>5 緊急運航の要件 防災ヘリコプター緊急運航の要請は、原則として次の(1)～(3)の条件をすべて満たし、かつ「大分県防災ヘリコプター緊急運航要請基準」に該当する場合にできるものとする。</p> <p>6 緊急運航要請に係る手続 (1) 防災ヘリコプターの緊急運航に係る要請先及び手順は次のとおりである</p>	<p>に関する事務は、防災航空管理監（運航責任者）が処理する。</p> <p>(4) 防災航空隊長（運航指揮者）は防災ヘリコプターに搭乗中、隊員を指揮監督し、防災業務に万全を期すものとする。</p> <p>(5) 防災航空管理アドバイザー（運航安全管理者）は、運航の安全を確保する観点から、運航責任者等に対し、防災ヘリの運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理その他必要と認める事項に関する助言を行う。</p> <p>(略)</p> <p>5 緊急運航の要件 防災ヘリコプター緊急運航の要請は、原則として次の(1)～(3)の条件をすべて満たし、かつ「大分県防災ヘリコプター緊急運航基準」に該当する場合にできるものとする。</p> <p>6 緊急運航要請に係る手続 (1) 防災ヘリコプターの緊急運航に係る要請先及び手順は次のとおりである</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>第11節 他機関に対する応援要請 (略) (追記)</p> <p>(略)</p> <p>第16節 交通確保・輸送対策 (略)</p> <p>5 陸上輸送体制 (1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保 ニ 県民への交通規制情報の提供 広報・情報発信班、地区災害対策本部庶務班及び交通規制を実施した機関(警察、道路管理者)は、交通規制箇所について交通情報板等を活用し、また報道機関に協力を求めるなど、積極的に県民に対し情報を提供する。 (略)</p> <p>第17節 広報活動・災害記録活動 1 (略) 2 県の広報活動・災害記録活動の措置 (1) 活動体制の確立 災害対策本部を設置した場合、県では迅速かつ的確に広報活動・災害記録活動を行うため、以下の体制をとる。 イ 報道機関への協力要請 広報・情報発信班は、<u>迅速かつきめ細かな広報について、報道機関に対して協力の要請を行う。</u> (略) (5) 情報、資料の収集及び広報資料の作成 ハ 報道機関に対する情報の提供 (ヘ)住民に対する<u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>及び避難場所等の状況</p>	<p>第11節 他機関に対する応援要請 (略) <u>(34) 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定</u> <u>(35) 災害時における相互連携に関する協定書</u></p> <p>(略)</p> <p>第16節 交通確保・輸送対策 (略)</p> <p>5 陸上輸送体制 (1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保 ニ 県民への交通規制情報の提供 <u>県は、国道、県道、市町村道の全面通行止等の道路規制情報を県ホームページなどにより一元的に発信する。また、</u>広報・情報発信班、地区災害対策本部庶務班及び交通規制を実施した機関(警察、道路管理者)は、交通規制箇所について交通情報板等を活用し、報道機関に協力を求めるなど、積極的に県民に対し情報を提供する。 (略)</p> <p>第17節 広報活動・災害記録活動 1 (略) 2 県の広報活動・災害記録活動の措置 (1) 活動体制の確立 災害対策本部を設置した場合、県では迅速かつ的確に広報活動・災害記録活動を行うため、以下の体制をとる。 イ 報道機関への協力要請 広報・情報発信班は、報道機関に対して協力の要請を行う。 (略)</p> <p>(5) 情報、資料の収集及び広報資料の作成 ハ 報道機関に対する情報の提供 (ヘ)住民に対する<u>避難指示</u>及び避難場所等の状況</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 (略)</p> <p>第2節 地震・津波に関する避難の勧告・指示等及び誘導 災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この節の定めるところによって実施する。 なお、本節では、地震・津波に関する<u>避難の勧告・指示</u>及び避難誘導について定め、避難所の運営に係る活動については第4章第1節に定める。</p> <p>市町村長は、避難の<u>勧告・指示</u>及び避難誘導の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずる。 警察官及び海上保安官は、市町村が実施する避難の<u>勧告・指示</u>及び避難誘導に積極的に協力する。 なお、市町村長又はその委任を受けた市町村職員等において避難を指示するいとまがないとき又は市町村長から要求があったときは、当該現場にある警察官及び海上保安官は、自らの判断により必要と認める居住者・滞在者・その他の者に対し避難のための立退きを指示する。 ○避難勧告に関係する関係機関への情報提供・指導<地区災害対策本部社会基盤対策班> (略)</p> <p>1 避難勧告・措置の責任体制 災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退きを<u>勧告</u>し又は指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。</p> <p>2 避難勧告・避難指示(緊急)等の基準 (1) 避難措置の区分 <u>イ 事前避難(勧告)</u> 余震で倒壊する危険のある建物からの避難、山・がけ崩れ・津波等の予想される地域からの避難、火災の延焼危険地域からの避難などの危険が予想され避難が適当と判断される場合は事前に避難させる。</p>	<p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 (略)</p> <p>第2節 地震・津波に関する避難の指示等及び誘導 災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この節の定めるところによって実施する。 なお、本節では、地震・津波に関する<u>避難の指示等</u>及び避難誘導について定め、避難所の運営に係る活動については第4章第1節に定める。</p> <p>市町村長は、避難の<u>指示</u>及び避難誘導の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずる。 警察官及び海上保安官は、市町村が実施する避難の<u>指示</u>及び避難誘導に積極的に協力する。 なお、市町村長又はその委任を受けた市町村職員等において避難を指示するいとまがないとき又は市町村長から要求があったときは、当該現場にある警察官及び海上保安官は、自らの判断により必要と認める居住者・滞在者・その他の者に対し避難のための立退きを指示する。 ○<u>避難指示等</u>に関係する関係機関への情報提供・指導<地区災害対策本部社会基盤対策班> (略)</p> <p>1 避難指示・措置の責任体制 災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。</p> <p>2 避難指示等の基準 (1) 避難措置の区分 <u>イ 避難指示</u> 余震で倒壊する危険のある建物からの避難、山・がけ崩れ・津波等の予想される地域からの避難、火災の延焼危険地域からの避難などの危険が予想され避難が適当と判断される場合。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p><u>ロ 緊急避難（指示）</u> 火災の延焼が間近に迫ったり、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、速やかに近くの安全な場所に避難させる。 (略)</p> <p>(5) 要配慮者への配慮 市町村は、発災時には、避難行動要支援本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行うこと。また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行うこと。 (略)</p> <p>5 県の実施する避難措置 (3) 市町村が行う避難誘導の指導・応援協力 イ 地区災害対策本部庶務班は管内市町村の<u>避難勧告・指示</u>の状況を把握し、総合調整室情報収集班に報告する。 (略)</p> <p>6 津波に関する<u>避難の勧告・指示及び誘導</u> (1) 沿岸の住民への<u>避難勧告等</u>の実施 沿岸市町村は、津波警報等が発表された場合や地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、前第1節の3（2）イにあるとおり、市町村長自らの判断で、沿岸の住民及び海浜にある者に対して、直ちに海浜から退避し速やかに近隣の津波避難ビルや高台等の安全な場所へ避難するよう指示するものとする。 また、浸水被害が発生するおそれがあると判断した場合は、速やかに海岸や河川及び河口付近の住民等に対して避難するよう指示するものとする。 市町村長が必要と認める場合は、知事を通して、<u>避難勧告又は指示</u>について放送機関に放送を行うことを要請するものとする。また、避難指示等を災害対応支援システムで入力することにより、自動的に各種メールで一斉配信を行う。</p>	<p>火災の延焼が間近に迫ったり、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、速やかに近くの安全な場所に避難させる。 (略)</p> <p>(5) 要配慮者への配慮 市町村は、発災時には、避難行動要支援本人及び避難支援等関係者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行うこと。また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行うこと。 (略)</p> <p>5 県の実施する避難措置 (3) 市町村が行う避難誘導の指導・応援協力 イ 地区災害対策本部庶務班は管内市町村の<u>避難指示</u>の状況を把握し、総合調整室情報収集班に報告する。 (略)</p> <p>6 津波に関する<u>避難の指示及び誘導</u> (1) 沿岸の住民への<u>避難の指示等</u>の実施 沿岸市町村は、津波警報等が発表された場合や地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、前第1節の3（2）イにあるとおり、市町村長自らの判断で、沿岸の住民及び海浜にある者に対して、直ちに海浜から退避し速やかに近隣の津波避難ビルや高台等の安全な場所へ避難するよう指示するものとする。 また、浸水被害が発生するおそれがあると判断した場合は、速やかに海岸や河川及び河口付近の住民等に対して避難するよう指示するものとする。 市町村長が必要と認める場合は、知事を通して、<u>避難の指示</u>について放送機関に放送を行うことを要請するものとする。また、避難指示等を災害対応支援システムで入力することにより、自動的に各種メールで一斉配信を行う。 (略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>7 避難勧告等の解除 避難勧告等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 二次災害の防止活動</p> <p>(略)</p> <p>2 県における二次災害防止活動</p> <p>(1) 建築物・構造物の二次災害防止 二次災害防止のため、土木事務所は次の活動を行う。土木建築部は、その実施状況を把握・指導するとともに、総合調整室に報告する。</p> <p>イ 県有施設の点検及び避難対策・応急対策 所管地域内の県有施設の点検を行い、危険性が認められるときは、庁舎管理責任者とともに避難及び立入禁止の措置をとり、必要な応急措置を実施する。</p> <p>ロ 県所管の道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策 所管地域内の県所管道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとる。また、必要な応急措置を実施する。</p> <p>ハ 被災建築物や斜面の応急危険度判定 市町村からの要請があった場合には、応急危険度判定士や斜面判定士への協力依頼などの措置を講ずる。また、県単独では十分な判定ができない場合、九州ブロック被災建築物応急危険度判定協議会や国土交通省に応援を要請するとともに、相互の情報共有、連携を図る。</p> <p>(新設)</p>	<p>7 避難指示等の解除 避難指示等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 二次災害の防止活動</p> <p>(略)</p> <p>2 県における二次災害防止活動</p> <p>(1) 建築物・構造物の二次災害防止 二次災害防止のため、土木事務所は次の活動を行う。土木建築部は、その実施状況を把握・指導するとともに、総合調整室に報告する。</p> <p>イ 県有施設の点検及び避難対策・応急対策 所管地域内の県有施設の点検を行い、危険性が認められるときは、庁舎管理責任者とともに避難及び立入禁止の措置をとり、必要な応急措置を実施する。</p> <p>ロ 県所管の道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策 所管地域内の県所管道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとる。また、必要な応急措置を実施する。</p> <p>ハ 被災建築物や斜面の応急危険度判定 市町村からの要請があった場合には、応急危険度判定士や斜面判定士への協力依頼などの措置を講ずる。また、県単独では十分な判定ができない場合、九州ブロック被災建築物応急危険度判定協議会や国土交通省に応援を要請するとともに、相互の情報共有、連携を図る。</p> <p>ニ 危険な一般建築物の応急措置等 市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>第4章 被災者の保護・救護のための活動</p> <p>第1節 避難所運営活動</p> <p>本節は、避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである(避難勧告・避難指示(緊急)及び避難誘導については、第3章第2節に、また、避難所情報に関するサインについては、第3章第5節に定める。)</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所における感染症対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難先の検討・確保</p> <p>市町村は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。</p> <p>また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。</p> <p>県は、避難所の確保にあたり、県立施設を積極的に開放するほか、ホテルや旅館等の借上げについて、市町村のみでは対応が困難な場合には、借上げに係る調整を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>第4章 被災者の保護・救護のための活動</p> <p>第1節 避難所運営活動</p> <p>本節は、避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである(避難指示及び避難誘導については、第3章第2節に、また、避難所情報に関するサインについては、第3章第5節に定める。)</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所における感染症対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難先の検討・確保</p> <p>市町村は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。</p> <p>また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。</p> <p><u>併せて、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる。</u></p> <p>県は、避難所の確保にあたり、県立施設を積極的に開放するほか、ホテルや旅館等の借上げについて、市町村のみでは対応が困難な場合には、借上げに係る調整を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 感染症患者に関する情報共有等</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症等の行動制限を要する感染症の自宅療養者やその濃厚接触者の避難に関して、防災担当部局や衛生担当部局、保健所、市町村と連携の下、平時から避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。</u></p> <p><u>併せて、保健所は自宅療養者や濃厚接触者に対し、避難先や避難方法について情報提供を行う。</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>5 避難所の運営管理 (略) (7) 女性の視点からの避難所運営 ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。 (略) (新設)</p>	<p>(略) 5 避難所の運営管理 (略) (7) 女性の視点からの避難所運営 ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、<u>男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。</u> (略) 7 広域避難 <u>○市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の確保が必要であると判断した場合は、県や受入先の市町村と以下のおり調整を行うものとする。</u> ・<u>県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。</u> ・<u>他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市町村自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。</u> <u>○県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</u> <u>○市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u> <u>○県、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u> <u>○県、市町村及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>7 広域一時滞在 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、被災者救援部避難所対策班を通じて、他の市町村への受入れについて協議する。 また、県外都道府県の市町村への受入れが必要な場合については、被災者救援部避難所対策班は受援・市町村支援室広域受援助班が連携して当該他の都道府県へ要請を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 住宅の供給確保等 (略)</p> <p>3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置 (新設)</p> <p>(1) 住宅ニーズの把握 (2) 災害救助法の規定による住宅の供給及び確保 (略)</p>	<p>8 広域一時滞在 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。 ・県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。 ・他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市町村自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 住宅の供給確保等 (略)</p> <p>3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置 (1) 住宅の供給方針 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。 また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</p> <p>(2) 住宅ニーズの把握 (3) 災害救助法の規定による住宅の供給及び確保 (略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後
<p>第2章 公共土木施設等の災害復旧</p> <p>1 災害復旧事業の施行の基本方針 災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等不測の災害に備えるものとする。</p> <p>2 公共土木施設災害復旧事業の推進 公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上災害復旧事業の促進を図るものとする。 なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。 <u>また、高度な技術又は機械力を要する工事等で、工事実施体制や技術上の制約等により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 公共土木施設等の災害復旧</p> <p>1 災害復旧事業の施行の基本方針 災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等不測の災害に備えるものとする。</p> <p>2 公共土木施設災害復旧事業の推進 公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上災害復旧事業の促進を図るものとする。 なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。</p> <p>3 国土交通省等の権限代行制度</p> <p>○ 県は、市町村道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うことも検討する。</p> <p>○ 市町村は、準用河川における改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、工事の実施体制等の地域の実情により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</p> <p>○ 県又は市町村は、災害時、都道府県知事等が管理を行う一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、河川の維持の実施体制等の地域の実情により、河川に係る維持を的確に実施</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後																																						
<p>3 農林水産業施設災害復旧事業の促進 4 その他の災害復旧事業の推進</p> <p>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 (略) 第2節 住まいの確保・再建のための支援 1 被災者生活再建支援制度</p> <p>(1) 支援の種類：給付 (2) 支援の内容 ①災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。 ②支給額は、下記の2つの支援金の合計額。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる) ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">支給額</td> <td>全壊等</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>項目</th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">支給額</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	項目	住宅の被害程度		支給額	全壊等	大規模半壊	100万円	50万円	項目	住宅の再建方法			支給額	建設・購入	補修	賃借				<p>できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</p> <p>○ 県は、港湾施設において、非常災害が発生した場合、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</p> <p>○ 県は、海岸保全施設において、当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、主務大臣の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</p> <p>4 農林水産業施設災害復旧事業の促進 5 その他の災害復旧事業の推進</p> <p>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 (略) 第2節 住まいの確保・再建のための支援 1 被災者生活再建支援制度</p> <p>(1) 支援の種類：給付 (2) 支援の内容 ①災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。 ②支給額は、下記のとおり。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">被害程度</th> <th colspan="3">支給額（定額）</th> <th rowspan="2">合計額</th> </tr> <tr> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">全壊 損害割合 50%以上</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> </table>	被害程度	支給額（定額）			合計額	基礎支援金	加算支援金		全壊 損害割合 50%以上	100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	200万円	賃借	50万円	150万円
項目	住宅の被害程度																																						
支給額	全壊等	大規模半壊																																					
	100万円	50万円																																					
項目	住宅の再建方法																																						
支給額	建設・購入	補修	賃借																																				
被害程度	支給額（定額）			合計額																																			
	基礎支援金	加算支援金																																					
全壊 損害割合 50%以上	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																			
		補修	100万円	200万円																																			
		賃借	50万円	150万円																																			

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前				改正後				
			(公営住宅を除く)	大規模半壊 (40～49%)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
	200万円	100万円	50万円			補修	100万円	150万円
<p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。</p> <p>※支援金の使途は限定されない。</p>						賃借	50万円	100万円
<p>(2) 対象者：住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等(※)又は大規模半壊した世帯。</p>				中規模半壊 (30～39%)	—	建設・購入	100万円	100万円
<p>(※)下記の世帯を含む。</p> <p>1 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</p> <p>2 自然災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）</p> <p>※被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。</p> <p>(3) 問合せ先：県、市町村</p>						補修	50万円	50万円
<p>2 大分県災害被災者住宅再建支援制度</p> <p>(1) 支援の種類：給付</p> <p>(2) 支援の内容</p> <p>①災害の規模にかかわらず、全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた全ての世帯に対して支援金を支給する。</p>						賃借	25万円	25万円
<p>(3) 対象者：住宅が自然災害（<u>暴風、豪雨</u>、地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等(※)又は大規模半壊、<u>中規模半壊</u>した世帯。</p>				<p>(※)下記の世帯を含む。</p> <p>1 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</p> <p>2 自然災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）</p> <p>※被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。</p> <p>(4) 問合せ先：県、市町村</p>				
<p>2 大分県災害被災者住宅再建支援制度</p> <p>(1) 支援の種類：給付</p> <p>(2) 支援の内容</p> <p>①災害の規模にかかわらず、全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた全ての世帯に対して支援金を支給する。</p>				<p>2 大分県災害被災者住宅再建支援制度</p> <p>(1) 支援の種類：給付</p> <p>(2) 支援の内容</p> <p>①災害の規模にかかわらず、全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた全ての世帯に対して支援金を支給する。</p>				

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前					改正後																																																		
<p>②支給額は、下記の2つの支援金の合計額。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる) ※被災者生活再建支援法が適用になる場合は、支給しない。</p>					<p>②支給額は、下記のとおり。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる) ※被災者生活再建支援法が適用になる場合は、支給しない。 ただし、中規模半壊世帯のみ国制度と併給可能。</p>																																																		
<p>ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金 (基礎支援金)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="3">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">支給額</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>床上浸水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table>					項目	住宅の被害程度			支給額	全壊	半壊	床上浸水	100万円	50万円	5万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害程度</th> <th colspan="3">支給額 (定額)</th> <th rowspan="2">合計額</th> </tr> <tr> <th>基礎支給金</th> <th colspan="2">加算支給金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊 損害割合 50%以上</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">半壊 (20%~49%)</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>80万円</td> <td>130万円</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>5万円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table>					被害程度	支給額 (定額)			合計額	基礎支給金	加算支給金		全壊 損害割合 50%以上	100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	200万円	賃借	50万円	150万円	半壊 (20%~49%)	50万円	建設・購入	100万円	150万円	補修	80万円	130万円	賃借	50万円	100万円	床上浸水	5万円	—	—	5万円
項目	住宅の被害程度																																																						
支給額	全壊	半壊	床上浸水																																																				
	100万円	50万円	5万円																																																				
被害程度	支給額 (定額)			合計額																																																			
	基礎支給金	加算支給金																																																					
全壊 損害割合 50%以上	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																																			
		補修	100万円	200万円																																																			
		賃借	50万円	150万円																																																			
半壊 (20%~49%)	50万円	建設・購入	100万円	150万円																																																			
		補修	80万円	130万円																																																			
		賃借	50万円	100万円																																																			
床上浸水	5万円	—	—	5万円																																																			
<p>イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金) ※床上浸水には加算支援金はない</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="4">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th rowspan="5">支給額</th> <th colspan="2">建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅を除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>80万円</td> <td>80万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>床上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					項目	住宅の再建方法				支給額	建設・購入		補修	賃借 (公営住宅を除く)	全壊	200万円	100万円	50万円	半壊	80万円	80万円	50万円	床上	—	—	—	<p>・国制度と併給する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害程度</th> <th colspan="3">支給額 (定額)</th> <th rowspan="2">合計額</th> </tr> <tr> <th>基礎支給金</th> <th colspan="2">加算支給金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">半壊 (30%~39%)</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>—</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>30万円</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>25万円</td> <td>75万円</td> </tr> </tbody> </table>					被害程度	支給額 (定額)			合計額	基礎支給金	加算支給金		半壊 (30%~39%)	50万円	建設・購入	—	50万円	補修	30万円	80万円	賃借	25万円	75万円					
項目	住宅の再建方法																																																						
支給額	建設・購入		補修	賃借 (公営住宅を除く)																																																			
	全壊	200万円	100万円	50万円																																																			
	半壊	80万円	80万円	50万円																																																			
	床上	—	—	—																																																			
	被害程度	支給額 (定額)			合計額																																																		
基礎支給金		加算支給金																																																					
半壊 (30%~39%)	50万円	建設・購入	—	50万円																																																			
		補修	30万円	80万円																																																			
		賃借	25万円	75万円																																																			
<p>※支援金の用途は限定されない。</p>					<p>※支援金の用途は限定されない。</p>																																																		
<p>(3) 対象者：住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により、全壊、半壊又は床上浸水し、居住していた市町村に引き続き居住する世帯</p>					<p>(3) 対象者：住宅が自然災害（暴風、豪雨、地震、津波、液状化等の地盤被害等）により、全壊、半壊又は床上浸水し、居住していた市町村に引き続き居住する世帯</p>																																																		
<p>留意事項 1 被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸し</p>					<p>留意事項 1 被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸し</p>																																																		

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前		改正後	
<p>ている物件等は対象とならない。</p> <p>2 被災時において被災した住宅を所有していない場合は、加算支援金の項目のうち、「賃借」以外の項目の加算支援金については支給されない。</p> <p>3 被災者生活再建支援法が適用になっている市町村において、次の場合は、被災者生活再建支援制度において支給される。 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</p> <p>(3) 問合せ先：県、市町村</p>		<p>ている物件等は対象とならない。</p> <p>2 被災時において被災した住宅を所有していない場合は、加算支援金の項目のうち、「賃借」以外の項目の加算支援金については支給されない。</p> <p>3 被災者生活再建支援法が適用になっている市町村において、次の場合は、被災者生活再建支援制度において支給される。 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</p> <p>(4) 問合せ先：県、市町村</p>	
11 住宅の応急修理（災害救助法）		11 住宅の応急修理（災害救助法）	
支援の種類	現物支給	支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。</p> <p>2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。</p> <p>3 修理限度額は半壊については1世帯あたり59万5千円、半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり30万円（令和元年度基準）。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。</p>	支援の内容	<p>1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。</p> <p>2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。</p> <p>3 修理限度額は半壊については1世帯あたり59万5千円、半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり30万円（令和元年度基準）。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前		改正後	
対象者	<p>災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方</p> <p>①災害により住宅が半壊又は半焼した者</p> <p>②応急仮設住宅等に入居していない者</p> <p>③修理した住宅での生活が可能となると見込まれる者</p> <p>④自ら修理する資力のない世帯</p> <p>(※大規模半壊以上の世帯については資力を問わない)</p> <p>※世帯年収や世帯人員などの条件については、市町村に相談すること。</p>	対象者	<p>災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方</p> <p>①災害により住宅が半壊又は半焼した者</p> <p>②応急仮設住宅等に入居していない者(応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、他の住まいの確保が困難な場合を除く)</p> <p>③修理した住宅での生活が可能となると見込まれる者</p> <p>④自ら修理する資力のない世帯</p> <p>(※大規模半壊以上の世帯については資力を問わない)</p> <p>※世帯年収や世帯人員などの条件については、市町村に相談すること。</p>
12 応急仮設住宅の供与（災害救助法）		12 応急仮設住宅の供与（災害救助法）	
支援の種類	現物支給	支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>1 県又は市町村が建設した応急仮設住宅に入居可能。</p> <p>2 県又は市町村が借り上げた民間賃貸住宅や公営住宅等に入居可能。</p> <p>(住宅の応急修理との併用不可)</p>	支援の内容	<p>1 県又は市町村が建設した応急仮設住宅に入居可能。</p> <p>2 県又は市町村が借り上げた民間賃貸住宅や公営住宅等に入居可能。</p> <p>(住宅の応急修理との併用不可。ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、他の住まいの確保が困難な場合は、発災日から最大6か月間は、応急仮設住宅に入居可能。)</p>
(略)		(略)	

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前					改正後				
第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援 (略) 2 農林漁業者に対する資金貸付 (常時対応可能)					第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援 (略) 2 農林漁業者に対する資金貸付 (常時対応可能)				
種類	融資				種類	融資			
支援の内容	●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。 1 株式会社日本政策金融公庫				支援の内容	●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。 1 株式会社日本政策金融公庫			
	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間		資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600万円 特認：年間経営費の3/12又は年間粗収益の3/12のいずれか低い額	10年以内 (うち3年以内の据置可能)		農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600万円 特認：年間経営費の6/12又は年間粗収益の6/12のいずれか低い額	10年以内 (うち3年以内の据置可能)

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
<p>第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、県は、速やかに関係部局長会議又は県災害対策本部会議が開催できるよう情報収集を開始する。この場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。</p> <p>（1）情報の収集・伝達における県、市町村関係機関の役割については、「第3部第2章第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達」による。</p> <p>（2）国、関係機関、市町村等との連絡体制図については、「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報収集・伝達」による。</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p> <p>第5節 避難対策等</p> <p>1 地域住民等の避難行動等</p> <p>（2）避難情報等</p> <p>国からの指示が発せられた場合において、市町村は「高齢者等事前避難対象地域」の避難行動要支援者に対し<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の避難情報を発令して避難を促す。すでに大津波警報又は津波警報に伴い<u>避難勧告</u>等を発令している場合は、津波注意報等へ切り替わった後、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の避難情報を発令して、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難させる。</p>	<p>第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、県は、速やかに関係部局長会議又は県災害対策本部会議が開催できるよう情報収集を開始する。この場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。</p> <p>（1）情報の収集・伝達における県、市町村関係機関の役割については、「第3部第2章第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達」による。</p> <p>（2）国、関係機関、市町村等との連絡体制図については、「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報収集・伝達」による。</p> <p>（3）県は、県災害警戒本部を設置するとともに、すみやかに関係部局長会議を開催し今後の対応を確認する。</p> <p>（略）</p> <p>第5節 避難対策等</p> <p>1 地域住民等の避難行動等</p> <p>（2）避難情報等</p> <p>国からの指示が発せられた場合において、市町村は「高齢者等事前避難対象地域」の避難行動要支援者に対し<u>高齢者等避難</u>の避難情報を発令して避難を促す。すでに大津波警報又は津波警報に伴い<u>避難指示</u>を発令している場合は、津波注意報等へ切り替わった後、<u>高齢者等避難</u>の避難情報を発令して、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難させる。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
<p>第8章 津波避難対策緊急事業計画</p> <p>南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定された市町村は、津波の浸水想定に基づき、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業をまとめた津波避難対策緊急事業計画を作成することができる。</p> <p>その際、津波避難対策の推進のために必要な事業が重点的かつ効率的に行われるよう、可能な限り具体的かつ明確な目標及びその達成期間を設定するものとする。</p> <p>平成27年度に佐伯市が作成しており、市内に人工高台1か所、津波避難タワー2か所を平成32年度までに整備することとしている。</p>	<p>第8章 津波避難対策緊急事業計画</p> <p>南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定された市町村は、津波の浸水想定に基づき、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業をまとめた津波避難対策緊急事業計画を作成することができる。</p> <p>その際、津波避難対策の推進のために必要な事業が重点的かつ効率的に行われるよう、可能な限り具体的かつ明確な目標及びその達成期間を設定するものとする。</p> <p>平成27年度に佐伯市が計画し、これに基づき市内に人工高台1か所、津波避難タワー2か所の整備を完了している。</p>